

「通所介護及介護予防日常生活総合事業施設」

重要事項説明書

当施設は利用者に対して指定介護保険施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当デイサービスの利用は、要介護認定の被保険者である方が対象となります。

1. 法人の概要

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 有限会社 ケアサポート赤坂 |
| (2) 法人住所 | 苫小牧市しらかば町3丁目2番18号 |
| (3) 電話番号 | 0144-75-5755 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 山本 浩司 |
| (5) 設立年月日 | 平成17年1月25日 |

2. 施設の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 施設の種類 | 通所介護及び介護予防日常生活総合事業施設 |
| (2) 施設の目的 | 通所介護及び介護予防日常生活総合事業施設は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。 |
| (3) 施設の名称 | デイサービス 絆 |
| (4) 施設の所在 | 苫小牧市しらかば町3丁目2番18号 |
| (5) 電話番号 | 0144-71-6767 |
| (6) 当施設の運営方針 | デイサービス 「絆」は、利用者の人格を尊重し、可能な限り自立した生活、更には楽しい毎日の生活を送って頂くことを運営方針としております。 |
| (7) 設置年月日 | 平成24年11月1日 |
| (8) 通所定員 | 20人 (介護予防日常生活総合事業利用定員を含む) |
| (9) 営業日及び受付時間 | 営業日 月曜日から金曜日
休業日 土曜日、日曜日、年末年始
受付時間(月曜日～金曜日) 8:30～17:30 まで
サービス提供時間 ①9:30～15:45 まで
②8:30～15:45 まで |

3. 居室等の概要

(1) 静養室 1室 相談室 1室 多目的室 1室

4. 職員の配置状況

当施設ではご利用者に対して、指定通所サービス及び予防通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。尚 看護職員は医療連携に係る協定書により密接かつ適切に連携を行い、道南訪問看護ステーションから派遣されます。
(主な職員の配置状況) ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
管 理 者	0.1	1.0名
生活相談員	0.9	1.0名
看護 職員	0.0	1.0名
機能訓練指導員	0.0	1.0名
介護 職員	3.2	2.0名

(主な職員の勤務体制)

職 種	勤務体制
生活相談員	8:30～16:30
介護 職員	8:30～17:30
看護 職員	9:00～13:00

5. サービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象のサービス (介護保険及び介護予防から給付)

(サービスの概要)

①入浴、排泄、食事、着替え等のサービス

- ・入浴は来所時毎回行います。
- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

②機能訓練

- ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

③口腔機能訓練

- ・口腔機能が低下している利用者には、嚥下機能に関する訓練、口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められた方に、口腔機能訓練及び指導を行います。

④相談、援助

- ・生活等に関する相談、助言を行います。

(2) 介護保険の給付対象外のサービス (利用者全額負担)

① 介護保険給付額の1割自己負担分 (6時間以上7時間未満)

	利用料金の1割負担		
	基本料金	入浴	合計
要介護1	584	40	624
要介護2	689	40	729
要介護3	796	40	836
要介護4	901	40	941
要介護5	1008	40	1048

(7時間以上8時間未満)

	利用料金の1割負担		
	基本料金	入浴	合計
要介護1	658	40	698
要介護2	777	40	817
要介護3	900	40	940
要介護4	1023	40	1063
要介護5	1148	40	1188

- ② 要支援1 (1ヶ月) 1,798
要支援2 (1ヶ月) 3,621

※要支援1と要支援2は、月額となります。

※上記自己負担のほか、別途 処遇改善加算 5.9%・ベースアップ加算 1.1%をご負担いただきます。

③ 食費 (日額)

600円 (うち昼食代 550円、ドリンク代 50円)

(食事時間)

昼食：12:30～13:15

- ・利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
- ・利用料金：材料代等の実費をいただきます。

主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容
1月	・お正月行事
2月	・節分(施設内で豆まきを行います)
3月	・雛祭り
4月	・絆 スプリング ミニ・コンサート
5月	・お花見(お茶会) ・5月の節句
6月	・絆 ガーデニング
7月	・七夕会
8月	・絆夏祭り
9月	・敬老会 ・お月見
10月	・紅葉見学・菜園収穫祭
11月	・絆ミニ運動会
12月	・餅つき ・クリスマス

(3) 利用料金の支払方法

- ① 毎月15日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただけずと領収書を発行いたします。
- ② お支払い方法は、原則として口座引き落としとさせていただきます。また他の方法についてはご相談ください。

6. 契 約 解 除

下記のような事項に該当する場合には、当施設との契約は終了となります。

- (1) 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (2) 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または付議角告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3) 利用者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (4) 利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) 利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、主治医と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- (3) 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者 または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (4) 事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者の契約の終了に伴うための援助を行う際には、あらかじめ文章にて利用者の同意を得ます。

8. 苦情の受付

(1) 施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の相談窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

管理者 小林 京子

受付

苦情受付箱の設置(デイルーム内)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

苦 小 牧 市 役 所 介 護 福 祉 課	所 在 地 苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話番号 (0144) 32-6111(内)2137 F A X (0144) 31-4526
国民健康保険団体連合会	所 在 地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号 (011) 231-5161 F A X (011) 233-2178
北海道社会福祉協議会	所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 電話番号 (011) 241-3766 F A X (011) 241-3971

9. 緊急時及び事故発生時の連絡

利用者に緊急事態及び事故が生じた時は、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従います。なお、その間必要に応じて適切な措置を行い、緊急事態及び事故の拡大を防ぎます。

10. 施設利用の留意

当施設の利用に当たって、利用者の活動の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 施設・設備の利用上の注意（契約書第11条参照）

①共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

②故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③利用者に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上の必要性が認められる場合には、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

(2) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日健康状態を職員に連絡し心身の状態に応じてサービスの提供を受けるよう留意します。

(3) 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行う事はできません。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

11. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。